

住宅エコリフォーム推進事業について

国土交通省

1. 事業の目的・概要
2. 補助対象事業の要件
3. 補助額
4. 申請手続き
5. おわりに

カーボンニュートラルの実現に向け、住宅ストックの省エネ化を推進するため、住宅をZEHレベルの高い省エネ性能へ改修する取組に対して、期限を区切って国が直接支援を行う。

省エネ診断 【補助率】民間実施：国 1 / 3 公共実施：国 1 / 2

省エネ設計等 【補助率】民間実施：国 1 / 3 公共実施：国 1 / 2

省エネ改修(建替えを含む) 【補助率】民間実施：国 戸建住宅等 11.5%、マンション 1 / 6
公共実施：国 11.5%

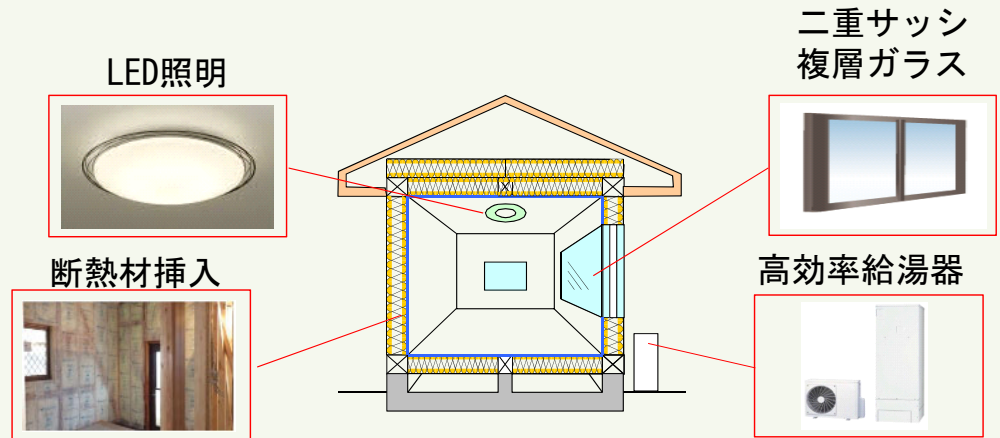
■ 対象となる工事

- 開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事
- ※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下。
- ※省エネ改修と併せて実施する構造補強工事を含む。
- ※改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む)。
- ※令和6年度末までに着手したものであって、改修(部分改修を含む)による省エネ性能がZEHレベルとなるものに限定する。

■ 補助限度額（国の補助額（補助率11.5%の場合））

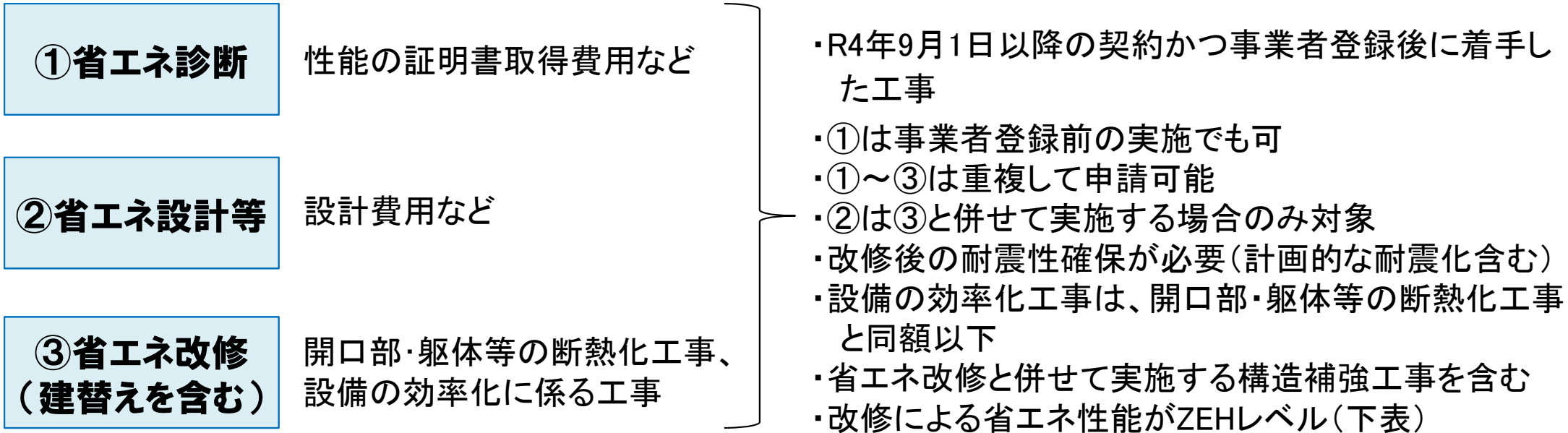
建物の種類	ZEHレベル
戸建住宅	512,700円/戸 (※の場合 692,700円/戸)
共同住宅	2,500円/m ² (※の場合 4,000円/戸)

※ZEH化に対応するための構造補強を省エネ改修と併せて行う場合



【既存住宅の省エネ改修のイメージ】

2. 補助対象の要件等



対象	断熱レベル	全体改修又は建替え	部分改修
住宅	ZEHLレベル	P4に掲げるもの	P5に掲げるもの

2. 補助対象の要件等 全体改修又は建替え

分類		説明
全体改修	要件	<ul style="list-style-type: none"> 断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6となるものでBELS等の第三者評価の認証を取得するもの ※再生可能エネルギーの導入は要件としない
	補助対象工事	<ul style="list-style-type: none"> 建物全体を断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6とする改修工事 上記改修工事と併せて実施する構造補強工事 型番登録された製品の利用は要件としない
	補助額	<ul style="list-style-type: none"> 上記の工事に必要な費用×補助率(P16参照) ※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下であること
建替え	要件	<ul style="list-style-type: none"> 断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6となるものでBELS等の第三者評価の認証を取得するもの ※再生可能エネルギーの導入は要件としない 対象建物が建替えであることを証明する所定の書類を提出できるもの
	補助対象工事	<ul style="list-style-type: none"> 断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6とする建替え工事 型番登録された製品の利用は要件としない
	補助額	<ul style="list-style-type: none"> 上記の工事のうち省エネ改修工事費相当額×補助率(P16参照) ※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下であること

2. 補助対象の要件等 構造補強工事

- ・ 建物全体を断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6とする改修工事と併せて実施する工事を補助対象とします。
- ・ 必要な構造補強として、改修後、下表に示すいずれかの基準に適合させるための工事を補助対象とします。

No.	改修後の適合基準
①	「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準(案)の概要」※に適合すること ※下記ページ参照 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000166.html
②	住宅性能表示における耐震等級3に適合すること
③	構造計算により構造安全性が確認できること

2. 補助対象の要件等 部分改修工事

分類		補助対象となる工事
部分改修 (全体改修の 要件に適合し ないもの)	必須工事	複数の開口部※についてZEH仕様基準を満たすよう改修する工事 (P7,8参照)
	上記と併せて 実施することで 対象となる工事	必須工事と併せて実施する①②の工事 ①ZEH仕様基準を満たす躯体の断熱改修工事※(P7,9～14参照) ②下記設備の高効率化工事(P6,15参照) ・太陽熱利用システム※ ・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)※ ・電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート)※ ・潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)※ ・潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)※ ・燃料電池システム(エネファーム) ・ガスエンジン・コージェネレーション ・高断熱浴槽※ ・浴室シャワーの節湯水栓※ ・蓄電池※ ・LED照明
	補助額	P17～20参照

※ 型番登録を利用する工事(P6参照)

2. 補助対象の要件等 部分改修における型番登録の利用

- ・断熱改修(下表①)は、省エネ建材型番データベースに登録された建材を補助対象とします。
- ・設備の一部(下表②)は、こどもみらい住宅支援事業に登録された設備を補助対象とします。
- ・蓄電池(下表③)は戸建住宅ZEH化等支援事業の登録製品を補助対象とします。
- ・その他の設備(下表④)は、登録された型番の製品を用いる必要はありません。

No.	工事種別	型番登録の利用
①	<ul style="list-style-type: none"> ・開口部 ・断熱材 	省エネ建材型番データベース
②	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽熱利用システム ・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機) ・電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート) ・潜熱回収型石油給湯機(エコフィール) ・潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ) ・高断熱浴槽 ・浴室シャワーの節湯水栓 	こどもみらい住宅支援事業の 型番登録
③	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池 	戸建住宅ZEH化等支援事業の 登録製品
④	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池システム(エネファーム) ・ガスエンジン・コージェネレーション ・LED照明 	なし

2. 補助対象の要件等 ZEH仕様基準の概要

- ・ ZEH仕様基準では、下表の通り、建て方(戸建・共同)と構造(木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造等)において分類されています。
- ・ 開口部は熱貫流率(U値)と日射遮蔽対策で評価します。
- ・ 躯体(屋根・壁・床・基礎)については、熱貫流率(U値)又は熱抵抗(R値)で評価します。

建て方	構造	開口部の熱貫流率と日射遮蔽対策	外皮の熱貫流率(U値)	充填断熱工法の熱抵抗(R値)	外・内張断熱工法の熱抵抗(R値)
(1)戸建	木造	①(P8)	②(P9)	④(P10)	⑥(P11)
	鉄骨造			⑤(P10)	
	鉄筋コンクリート造等		③(P9)	なし	⑦(P11)
(2)共同	木造	⑧(P8)	⑨(P12)	⑪(P13)	⑬(P14)
	鉄骨造			⑫(P13)	
	鉄筋コンクリート造等		⑩(P12)	なし	⑭(P14)

2. 補助対象の要件等 開口部

- ・ 改修後の開口部の熱貫流率(U値)が、下表の基準値以下となる断熱改修を対象とします。
- ・ 8地域においては、日射熱取得率が「窓およびドア0.52以下」又は「ガラス0.65以下」の製品をガラス交換及び外窓交換で設置する工事を対象とします。

対象	地域区分ごとの熱貫流率の基準値 (単位:W/(m ² ・K))				
	1～2地域	3地域	4地域	5～7地域	8地域
①戸建	1.9	1.9	2.3	2.3	—
⑧共同	1.9	2.3	2.9	2.9	—

2. 補助対象の要件等 躯体の断熱改修(戸建、熱貫流率(U値))

部分改修

・ 戸建住宅の木造・鉄骨造、鉄筋コンクリート造(RC造)においては、改修後の熱貫流率(U値)が、下表の基準値以下となる断熱改修を対象とします。

構造	部位		地域区分ごとの熱貫流率の基準値 (単位:W/(m ² ・K))				
			1~2 地域	3 地域	4 地域	5~7 地域	8 地域
② 木造 ・ 鉄骨造	屋根又は天井		0.17	0.22	0.22		0.99
	壁		0.28	0.44	0.44		-
	床	外気に接する部分	0.24	0.24	0.34		-
		その他の部分	0.34	0.34	0.48		-
	土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	0.27	0.27	0.52		-
		その他の部分	0.67	0.67	1.01		-

構造	部位		断熱材の施工法	地域区分ごとの熱貫流率の基準値 (単位:W/(m ² ・K))				
				1~2 地域	3 地域	4 地域	5~7 地域	8 地域
③ RC造	屋根又は天井		内断熱	0.11	0.16	0.16		1.18
			外断熱	0.09	0.14	0.14		1.26
			両面断熱	0.17	0.22	0.22		1.26
	壁		内断熱	0.11	0.26	0.26		-
			外断熱又は両面断熱	0.26	0.42	0.42		-
	床	外気に接する部分	内断熱又は両面断熱	0.18	0.18	0.39		-
			外断熱	0.08	0.08	0.29		-
		その他の部分	内断熱又は両面断熱	0.31	0.31	0.61		-
			外断熱	0.16	0.16	0.46		-
	土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	0.27	0.27	0.52		-
その他の部分		内断熱、外断熱又は両面断熱	0.67	0.67	1.01		-	

2. 補助対象の要件等 躯体の断熱改修(戸建、熱抵抗値(R値))

部分改修

- 戸建住宅の木造および鉄骨造の壁の充填断熱工法においては、改修後の熱抵抗値(R値)が、下表の基準値以上となる断熱改修を対象とします。

構造	部位		地域区分ごとの熱抵抗の基準値 (単位:m ² ·K/W)			
			1~2 地域	3 地域	4~7 地域	8 地域
④ 木造 (充填)	屋根又は 天井	屋根	6.9	5.7	5.7	1.0
		天井	5.7	4.4	4.4	0.8
	壁		4.0	2.7	2.7	-
	床	外気に接 する部分	5.0	5.0	3.4	-
		その他 の部分	3.3	3.3	2.2	-
	土間床等 の外周部 分の基礎 壁	外気に接 する部分	3.5	3.5	1.7	-
		その他 の部分	1.2	1.2	0.7	-

構造	外装材の 熱抵抗	一般部の 断熱層を 貫通する 金属部材 の有無	断熱材を 施工する 箇所の区 分	地域区分ごとの熱抵抗の基準値 (単位:m ² ·K/W)			
				1~2 地域	3 地域	4~7 地域	8 地域
⑤ 鉄骨造 の壁 (充填)	0.5以上	-	柱、梁	1.2	1.2	1.2	-
		無	一般部	3.0	1.7	1.7	-
		有	一般部	3.2	2.7	2.7	-
			金属部材	1.4	0.9	0.9	-
	0.1以上 0.5未満	-	柱、梁	1.6	1.6	1.6	-
		無	一般部	3.4	2.1	2.1	-
		有	一般部	3.6	3.2	3.2	-
			金属部材	1.8	1.4	1.4	-
	0.1未満	-	柱、梁	1.7	1.7	1.7	-
		無	一般部	3.5	2.2	2.2	-
		有	一般部	3.7	3.3	3.3	-
			金属部材	1.9	1.5	1.5	-

2. 補助対象の要件等 躯体の断熱改修(戸建、熱抵抗値(R値))

部分改修

- 戸建住宅の木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造(RC造)の外張・内張工法においては、改修後の熱抵抗値(R値)が、下表の基準値以上となる断熱改修を対象とします。

構造	部位		地域区分ごとの熱抵抗の基準値 (単位:m ² ・K/W)			
			1～2 地域	3 地域	4～7 地域	8 地域
⑥ 木造 ・ 鉄骨造 外張 ・ 内張	屋根又は天井		6.3	4.8	4.8	0.9
	壁		3.8	2.3	2.3	-
	床	外気に接する部分	4.5	4.5	3.1	-
		その他の部分	-	-	-	-
	土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	-
		その他の部分	1.2	1.2	0.7	-

構造	部位		断熱材の 施工法	地域区分ごとの熱抵抗の基準値 (単位:m ² ・K/W)			
				1～2 地域	3 地域	4～7 地域	8 地域
⑦ RC造	屋根又は天井		内断熱	8.9	6.1	6.1	0.7
			外断熱	10.9	7.0	7.0	0.6
			両面断熱	5.7	4.4	4.4	0.6
	壁		内断熱	8.9	3.7	3.7	-
			外断熱又は 両面断熱	3.7	2.2	2.2	-
	床	外気に接する部分	内断熱又は 両面断熱	5.3	5.3	2.3	-
			外断熱	12.3	12.3	3.2	-
		その他の部分	内断熱又は 両面断熱	2.9	2.9	1.3	-
			外断熱	5.9	5.9	1.8	-
	土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	内断熱、 外断熱又は 両面断熱	3.5	3.5	1.7	-
その他の部分		内断熱、 外断熱又は 両面断熱	1.2	1.2	0.7	-	

2. 補助対象の要件等 躯体の断熱改修(共同、熱貫流率(U値))

部分改修

- 共同住宅の木造・鉄骨造、鉄筋コンクリート造(RC造)においては、改修後の熱貫流率(U値)が、下表の基準値以下となる断熱改修を対象とします。

構造	部位	地域区分ごとの熱貫流率の基準値 (単位:W/(m ² ・K))					
		1~2 地域	3 地域	4 地域	5~7 地域	8 地域	
⑨ 木造 ・ 鉄骨造	屋根又は天井	0.28	0.47	0.58	0.99		
	壁	0.47	0.57	0.62	-		
	床	外気に接する部分	0.34	0.34	0.40	-	
		その他の部分	0.49	0.49	0.57	-	
	土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	0.71	0.82	1.22	-	
		その他の部分	1.44	1.69	2.54	-	

構造	部位	断熱材の施工法	地域区分ごとの熱貫流率の基準値 (単位:W/(m ² ・K))					
			1~2 地域	3 地域	4 地域	5~7 地域	8 地域	
⑩ RC造	屋根又は天井	内断熱	0.29	0.40	0.56	1.18		
		外断熱又は両面断熱	0.31	0.42	0.58	1.26		
	壁	内断熱	0.43	0.62	0.70	-		
		外断熱又は両面断熱	0.59	0.78	0.86	-		
	床	外気に接する部分	内断熱又は両面断熱	0.35	0.46	0.62	-	
			外断熱	0.18	0.29	0.45	-	
		その他の部分	内断熱又は両面断熱	0.50	0.67	0.90	-	
			外断熱	0.26	0.43	0.66	-	
	土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	0.52	0.52	1.22	-	
		その他の部分	内断熱、外断熱又は両面断熱	1.26	1.26	2.54	-	

2. 補助対象の要件等 躯体の断熱改修(共同、熱抵抗値(R値))

部分改修

- 共同住宅の木造および鉄骨造の壁の充填断熱工法においては、改修後の熱抵抗値(R値)が、下表の基準値以上となる断熱改修を対象とします。

構造	部位	地域区分ごとの熱抵抗の基準値 (単位:m ² ・K/W)				
		1～2 地域	3 地域	4～7 地域	8 地域	
⑪ 木造 (充填)	屋根	4.4	2.5	2.0	1.0	
	天井	3.4	2.0	1.6	0.8	
	壁	2.5	2.1	1.8	-	
	床	外気に接する部分	3.4	3.4	2.9	-
		その他の部分	2.1	2.1	1.7	-
	土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	1.2	1.0	0.6	-
		その他の部分	0.4	0.3	0.1	-

構造	外装材の熱抵抗	一般部の断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材を施工する箇所区分	地域区分ごとの熱抵抗の基準値 (単位:m ² ・K/W)			
				1～2 地域	3 地域	4～7 地域	8 地域
⑫ 鉄骨造 の壁 (充填)	0.5以上	-	柱、梁	1.2	1.2	1.2	-
		無	一般部	1.5	1.2	1.0	-
		有	一般部	2.5	2.1	2.0	-
			金属部材	0.7	0.5	0.3	-
	0.1以上 0.5未満	-	柱、梁	1.6	1.6	1.6	-
		無	一般部	1.9	1.6	1.4	-
		有	一般部	3.0	2.5	2.4	-
			金属部材	1.2	0.9	0.7	-
	0.1未満	-	柱、梁	1.7	1.7	1.7	-
		無	一般部	2.0	1.7	1.5	-
		有	一般部	3.1	2.6	2.5	-
			金属部材	1.3	1.0	0.8	-

2. 補助対象の要件等 躯体の断熱改修(共同、熱抵抗値(R値))

部分改修

- 共同住宅の木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造(RC造)の外張・内張工法においては、改修後の熱抵抗値(R値)が、下表の基準値以上となる断熱改修を対象とします。

構造	部位		地域区分ごとの熱抵抗の基準値 (単位:m ² ・K/W)			
			1~2 地域	3 地域	4~7 地域	8 地域
⑬ 木造 ・ 鉄骨造 外張 ・ 内張	屋根又は天井		3.7	2.1	1.7	0.9
	壁		2.2	1.8	1.6	-
	床	外気に接する部分	3.1	3.1	2.6	-
		その他の部分	-	-	-	-
	土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	1.2	1.0	0.6	-
		その他の部分	0.4	0.3	0.1	-

構造	部位		断熱材の施工法	地域区分ごとの熱抵抗の基準値 (単位:m ² ・K/W)			
				1~2 地域	3 地域	4~7 地域	8 地域
⑭ RC造	屋根又は天井		内断熱	3.3	2.3	1.6	0.7
			外断熱又は両面断熱	3.1	2.2	1.6	0.6
	壁		内断熱	2.1	1.4	1.2	-
			外断熱又は両面断熱	1.5	1.1	1.0	-
	床	外気に接する部分	内断熱又は両面断熱	2.6	1.9	1.4	-
			外断熱	5.3	3.2	2.0	-
		その他の部分	内断熱又は両面断熱	1.7	1.1	0.8	-
			外断熱	3.5	2.0	1.2	-
	土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分	内断熱及び外断熱	1.7	1.7	0.6	-
		その他の部分	内断熱及び外断熱	0.5	0.5	0.1	-

2. 補助対象の要件等 部分改修の補助対象となるエコ住宅設備

部分改修

工事種別	要件等
太陽熱利用システム※1	強制循環式のもので、JIS A4112:2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯器)※1	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705)が102%以上であること。
電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート)※1	JIS C9220:2018に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上であること。ただし、浴室シャワー水栓と高断熱浴槽と3つセットの場合に限る。(既設も可)
潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)※1	連続給湯効率が94%以上であること。ただし、浴室シャワー水栓と高断熱浴槽と3つセットの場合に限る。(既設も可)
潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)※1	給湯部熱効率が94%以上であること。ただし、浴室シャワー水栓と高断熱浴槽と3つセットの場合に限る。(既設も可)
浴室シャワー水栓※1	JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有する節湯水栓を採用すること。ただし、「ハイブリッド給湯機、エネファーム、ガスエンジン・コージェネレーション」のいずれかとセットの場合及び「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと高断熱浴槽と3つセットの場合に限る。(既設も可)
高断熱浴槽※1	JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。ただし、「ハイブリッド給湯機、エネファーム、ガスエンジン・コージェネレーション」のいずれかとセットの場合及び「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと浴室シャワー水栓と3つセットの場合に限る。(既設も可)
燃料電池システム(エネファーム)	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。(燃料電池発電ユニットの後付けも可)
ガスエンジン・コージェネレーション	ガス発電ユニットのJIS 基準JIS B 8122:2019に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 LHV基準)で80%以上であること。
蓄電池	定置用リチウム蓄電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和3年度以降登録・公表されている蓄電システム。
LED照明	工事を伴うものであること。

※1 こどもみらい住宅支援事業で型番登録されている設備を対象とします

3. 補助額 全体改修又は建替え

分類	説明
補助額※1	<ul style="list-style-type: none"> ・全体改修：省エネ改修工事費 × 補助率 ・建替え：省エネ改修工事費相当額 × 補助率
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ診断 1 / 3 ・省エネ設計等 1 / 3 ・省エネ改修 戸建住宅等 11.5% マンション※2 1 / 6
補助上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建住宅 512,700円 / 戸 (※3の場合 692,700円 / 戸) ・共同住宅 2,500円 / m² (※3の場合 4,000円 / m²) ・マンション※2 3,700円 / m² (※3の場合 5,900円 / m²)
最低補助金額	5万円(診断のみの場合1万円)※4
備考	<p>下記①②のうち、低い額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実際の工事費 × 補助率 ②補助上限額

※1 設備の効率化工事は、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下とする
 ※2 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が 1,000 m²以上 であり、かつ、地階を除く階数が3階以上のもの
 ※3 全体改修時にZEH化に対応するための構造補強工事を併せて行う場合
 ※4 申請する補助額の合計が5万円未満(診断のみの場合1万円未満)では補助の対象になりません

3. 補助額 部分改修

部分改修

分類		説明
必須工事	開口部	①モデル工事費(P18)×補助率 ②実際の工事費×補助率 → ①と②の低い方を補助額(A)とする
上記工事と併せて実施することで対象となる工事	躯体	①断熱材m ² あたりのモデル工事費(P19)×補助率 ②実際の工事費×補助率 → ①と②の低い方を補助額(B)とする
	設備※1	①モデル工事費※2(P20)×補助率 ②実際の工事費×補助率 → ①と②の低い方を補助額(C)とする
補助率		<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ診断 1/3 ・省エネ設計等 1/3 ・省エネ改修 戸建住宅等 11.5% マンション※3 1/6
補助上限額(D)		<ul style="list-style-type: none"> ・戸建住宅 512,700円/戸 ・共同住宅 2,500円/m² マンション※3 3,700円/m²
最低補助金額		5万円(診断のみの場合1万円)※4
備考		下記の低い額とする <ul style="list-style-type: none"> ・開口部(A)と躯体(B)と設備(C)の補助額の合計 ・補助上限額(D)

※1 設備の効率化工事は、開口部・躯体等の断熱化工事の実際の工事費と同額以下とします

※2 設備にはモデル工事費の設定のないものもあります

※3 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000 m²以上であり、かつ、地階を除く階数が3階以上のものです

※4 申請する補助額の合計が5万円未満(診断のみの場合1万円未満)では補助の対象になりません

3. 補助額 開口部の断熱改修のモデル工事費

部分改修

部位	ガラス交換※ ¹		内窓設置※ ² ・外窓交換		ドア交換	
	面積※ ³	1枚あたりのモデル工事費	面積※ ⁴	1箇所あたりのモデル工事費	面積※ ⁴	1箇所あたりのモデル工事費
大	1.4㎡以上	85,000円	2.8㎡以上	225,000円	開戸:1.8㎡以上 引戸:3.0㎡以上	343,000円
中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	64,000円	1.6㎡以上 2.8㎡未満	171,000円	—	—
小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	21,000円	0.2㎡以上 1.6㎡未満	150,000円	開戸:1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸:1.0㎡以上3.0㎡未満	300,000円

※¹ ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラス1枚あたりに補助

※² 内窓交換を含む

※³ ガラスの寸法とする

※⁴ 内窓もしくは外窓のサッシ枠又は開戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法とする

3. 補助額 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修のモデル工事費

部分改修

戸建住宅

部位	断熱材の区分	熱伝導率 【単位：W/m・K】	モデル工事費 (円/m ³)
外壁	A～C	0.052～0.035	182,000
	D～F	0.034以下	273,000
屋根・天井	A～C	0.052～0.035	64,000
	D～F	0.034以下	109,000
床	A～C	0.052～0.035	217,600
	D～F	0.034以下	326,000

共同住宅

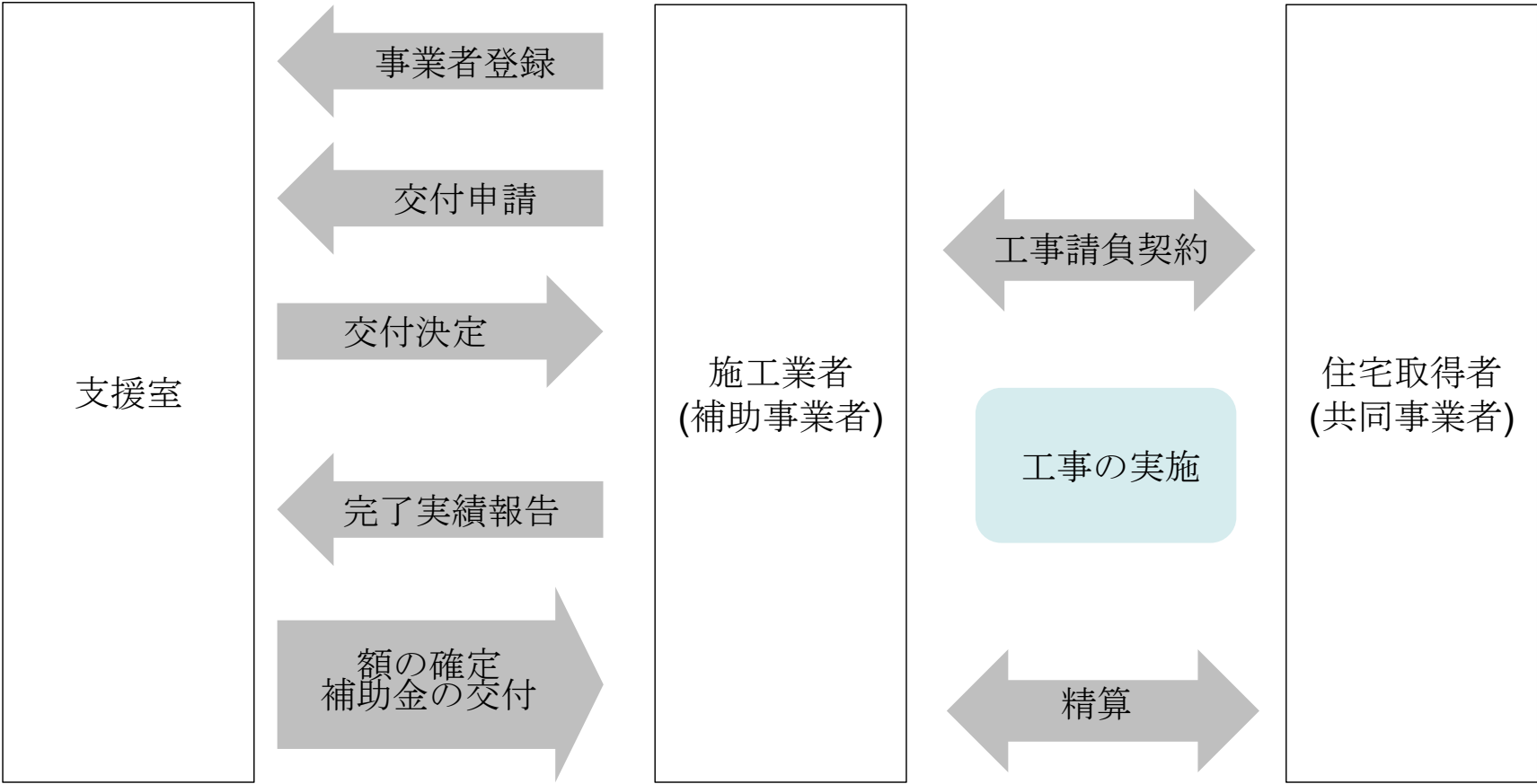
部位	断熱材の区分	熱伝導率 【単位：W/m・K】	モデル工事費 (円/m ³)
外壁	A～C	0.052～0.035	624,000
	D～F	0.034以下	963,000
屋根・天井	A～C	0.052～0.035	93,000
	D～F	0.034以下	149,000
床	A～C	0.052～0.035	253,000
	D～F	0.034以下	422,000

3. 補助額 設備のモデル工事費

- ・エコ住宅設備については、種類に応じて戸当たり1台分までを補助対象とします。
- ・燃料電池システム、ガスエンジン・コージェネレーション、蓄電池、LED照明について、モデル工事の設定はありません。

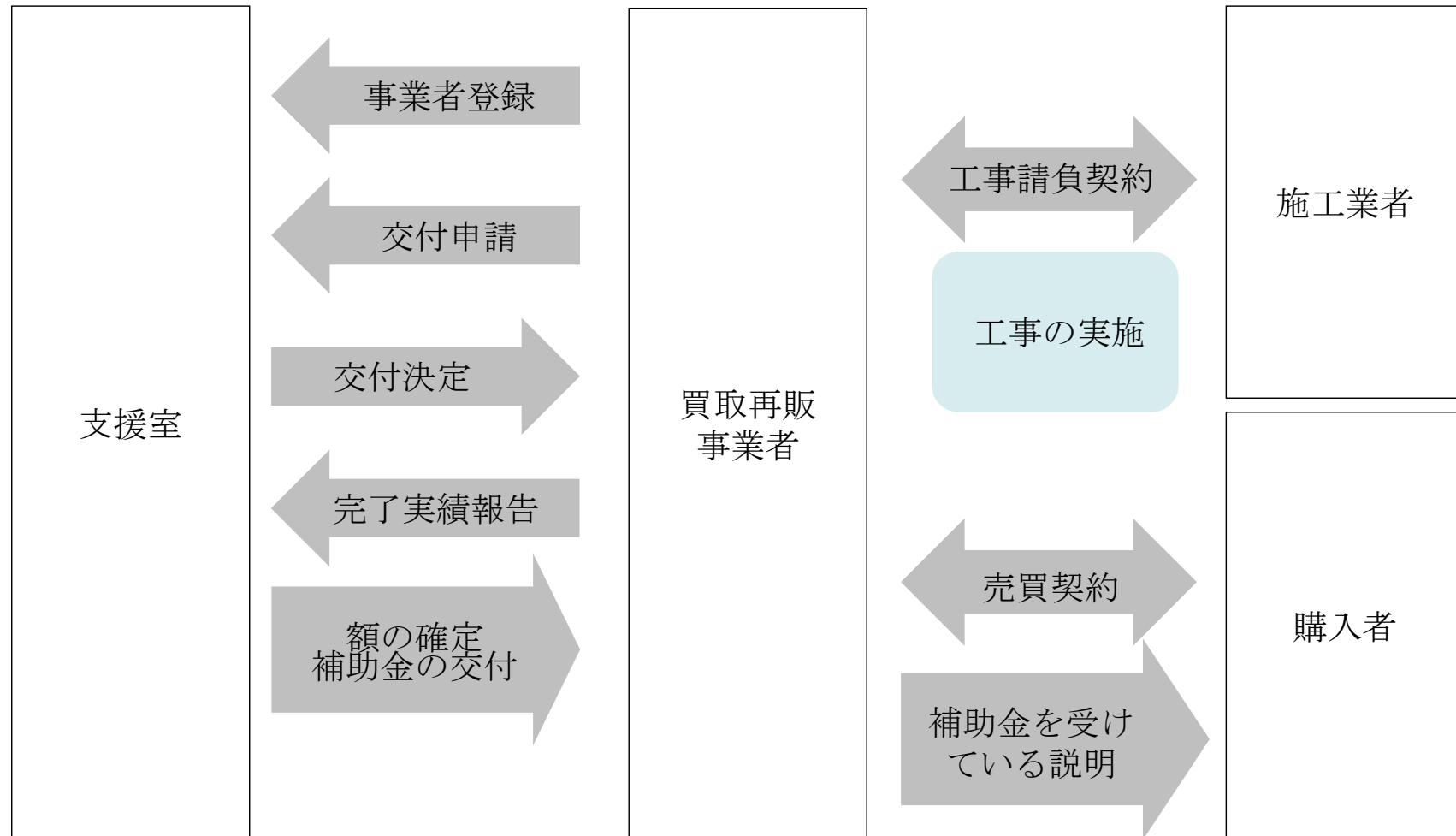
エコ住宅設備の種類	モデル工事費
・太陽熱利用システム	452,000円／戸
<ul style="list-style-type: none"> ・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機） ・電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート） ・潜熱回収型石油給湯機（エコフィール） ・潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ） 	243,000円／戸
・高断熱浴槽	349,000円／戸
・浴室シャワーの節湯水栓	53,000円／戸
<ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池システム（エネファーム） ・ガスエンジン・コージェネレーション ・蓄電池 ・LED照明 	なし

- ・施工業者に、補助事業者として申請手続きを行っていただきます。
- ・住宅取得者等は、共同事業者として、すべての申請手続きに協力するものとします。
- ・補助金は、事業者から住宅取得者等に全額を還元していただきます。
- ・事務局への申請手続きは、全てjGrantsを利用したオンラインとしています。



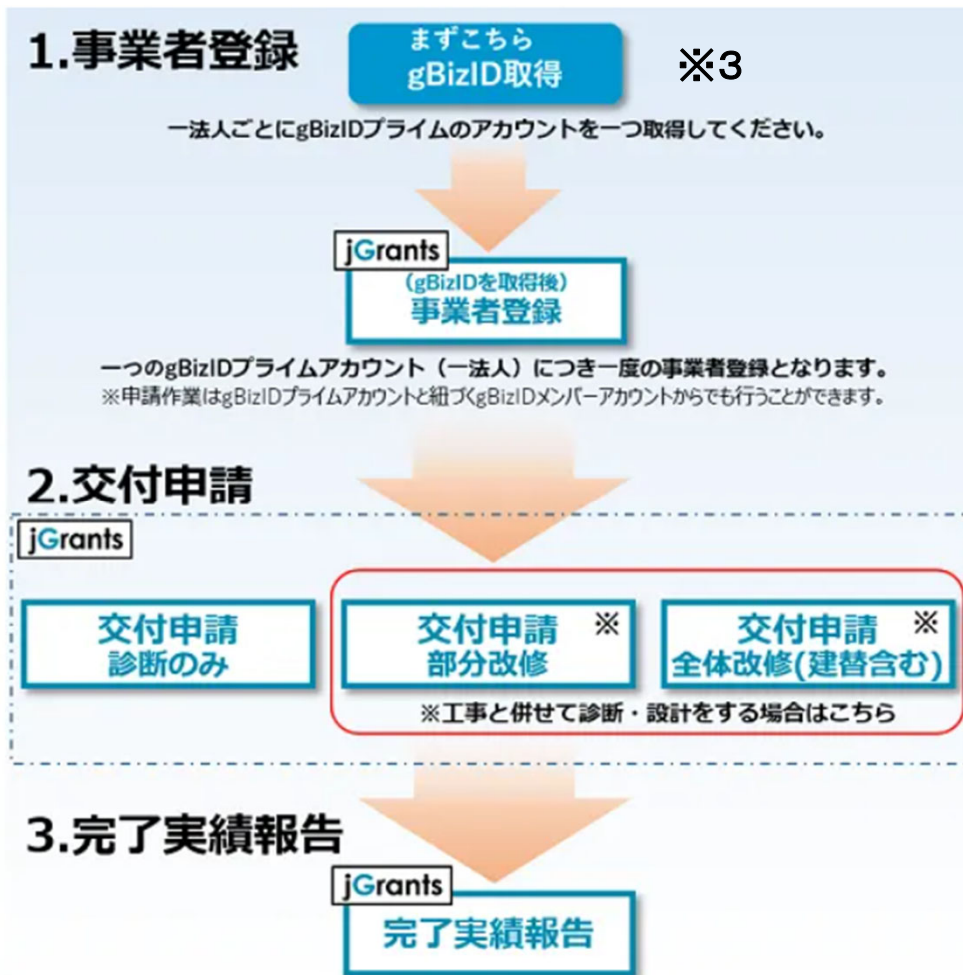
4. 申請手続き 事業の流れ(買取再販事業者)

- ・ 買取再販事業者は、補助事業者として申請手続きを行っていただきます。
- ・ 事務局への申請手続きは、全てjGrantsを利用したオンラインとしています。



4. 申請手続き 事業者登録

- ・ 令和4年9月14日に支援室ホームページにおいて登録受付を開始しています。
- ・ 本事業はjGrants※¹を利用したオンライン申請となりますので、下図の通り、事業者登録の前に「gBizID※²」のアカウント取得が必要です。
- ・ 他の補助事業で既に「gBizID」を取得済の場合は、共通して利用することができます。



※¹ jGrants (Jグランツ)

デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムで、国や自治体の様々な事業で利用されています。

※² gBizID (GビズID)

1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。

(URL) <https://gbiz-id.go.jp/top/>

※³ 事業者登録

申請要件の事業者登録後の診断・設計・工事は「gBizID」の取得ではなく、本事業への登録です。事業者登録の前に「gBizID」の取得(2週間程度)が必要となりますので、ご注意ください。

4. 申請手続き スケジュール

項目	スケジュール
事業者登録受付	令和4年9月14日～令和4年12月16日
登録事業者の公開	事業者登録後随時
交付申請受付	令和4年9月14日～令和5年1月13日
完了実績報告の申請期限※1	令和4年10月12日～令和5年2月28日

スケジュールについては、申請状況に応じて短縮又は延長する場合があります。
最新情報はホームページで確認してください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
手続き時期							事業者登録の受付期間 令和4年9月14日～12月16日					
							交付申請の受付期間 令和4年9月14日～令和5年1月13日					
							完了実績報告の受付期間 令和4年10月12日～令和5年2月28日					

本制度のホームページ

【住宅エコリフォーム推進事業実施支援室 ホームページ】

(URL) <https://ecoreform-shien.jp/>

お問い合わせ先

【住宅エコリフォーム推進事業実施支援室】

TEL : 03-6803-6684

受付 : 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

9:30～17:00(12:00～13:00除く)

E-mail info@ecoreform-shien.jp

※記録保持のため、ご質問・ご相談は電子メールにてお願いいたします。